

**『(仮称) 会津若松市自治基本条例』草案』についての市民との意見交換会
出された主な意見等 (第10回 謹教地区)**

□日 時：平成27年8月26日(金) 18:30~20:15

□会 場：謹教コミュニティセンター 3階講習室

□参加市民：8名

□市民会議側参加者(事務局含む)：6名

□意見交換(主な意見等/以下の⇒箇所：市民会議委員の回答)

- ・ゴミ・除雪等の課題の解決に直接結びつく事項を条例中に具体的に規定するものなのか?
⇒そうではなく、様々な課題を解決するために担い手が持つべき意識であったり、都市内分権という仕組みであったり、概括的な事項を規定するもの。
- ・条例が課題を即解決するものではないことは理解できたが、それならば何故必要なのか理解に至らない。
- ・自治法で住民の範囲を規定しているが、草案中で市民として本市に住民登録のない者まで広げているのは何故か?
⇒本市のまちづくりの営みに本市に住民登録のない者も関わっている側面もある。
ただ、住民投票における住民は本市に住民登録のある者に限定する等、場合分けも考えて条例に規定する必要がある。
- ・市長との対話集会で市に要望することができている。それでも条例が必要なのか?
⇒条例により、市長が要望に対応しなければならない旨を規定することに意味があるし、市民から直接意見・要望を述べることができることを担保することに意味がある。
- ・除雪を例に言えば、除雪機材の購入補助といったハード面に関することを条例に規定するのではなく、中学生等にボランティアで除雪を体験させる等、ソフト面について規定して欲しい。
- ・例えば子供会の加入率が下がってきているが、条例で加入を義務付けるといった強制する内容とするのは危険。
⇒草案でも罰則について言及しておらず、市民会議としても条例に規定した内容を市民に強制するものではないと考えている。
- ・本市には誇るべき自然や人物といった資源があるのに、郷土愛があまり無いと感じる。
郷土愛を改めて認識させるような条例として欲しい。
- ・条例の内容の次元が高く、普段の生活との乖離を感じる。
- ・条例ではなく、強制力は無いかもしれないが「宣言」でいいのでは。

- ・二元代表制下で市民の意見・要望をあまりにも言い易くするものになり、制度を根幹から揺るがすものになるのでは。
- ・最高規範性には問題がある。あとで制定した条例に既存条例を全て整合させるのはおかしいのでは。条例には上下がない。
⇒市民会議内部でも結論に至っていない論点。
- ・自分の町内のやりたいことを実現できる仕組みを規定するのか？
⇒それが地域内分権という仕組み。
- ・草案内に「自治体の憲法」という言い回しがあるが、ニュアンスが伝わり難く硬い言い回し。
- ・ゴミ出しのルールが守られていない。市政だより等で定期的にゴミ出しルールを守るよう掲出してほしい。
⇒例えば、市民が守るべきルールについては、行政の役割・責任として様々な媒体を活用してルールの徹底を図るといったことを盛り込むことを検討。
- ・素案を市長へ提出したら市民会議は解散なのか？条例制定後の検証機関が必要であり、その機関という位置づけで存続させてはどうか。

以上